

数寄屋御成の展開と衰退

はじめに

近世初期、徳川將軍家は「御成」と称し、他家訪問を頻繁に行つた。御成とは広義には、將軍の鷹狩・寺社参詣・大名邸訪問など外出全般を指す言葉だが、本稿では、將軍の大名邸訪問という狭義の意味で御成をとらえ、近世初期に催された將軍の大名邸訪問には、いかなる特徴や意義があつたのかを分析する。將軍が他大名家を訪れる御成の成立は、古く鎌倉時代にまで遡り、その式次第は室町時代にほぼ固定化された。江戸時代においてもその先例は重視されたが、近世初期における御成の特徴は、室町時代の式次第には見られなかつた数寄屋という茶室において將軍をも

数寄屋御成の展開と衰退

池ノ谷 匡 祐

てなすことであつた。

將軍の大名邸御成に関しては、御成そのものを政治史的にどう位置付けるか、という視点のもと、佐藤豊三氏が、①秀忠將軍時代までは訪問先に外様大名が圧倒的多数を占めることから、幕府の対大名統制の一環であつた、②家光將軍期の幕藩体制確立期は、次第に自身の寵愛する家臣宅への訪問が増加し、將軍が誇示した式正の御成はその使命を終えた、③綱吉期は、御成が綱吉個人の恣意や偏寵、趣味の満足を求めた遊興的な行事と化した、と近世前中期における御成の意義を分析している。一方、山本博文氏は、御成を將軍と大名の主従関係を築き上げる方策と捉え、特に秀忠期の御成を大御所家康存命時期と、秀忠一人將軍の時期とに分けてそれぞれの特徴を分析した。前者は、伊達

や上杉といった秀忠政権の中心を担うべき有力な東国外様大名であり、秀忠との主従関係の強化が目的。後者は、御三家を中心とした徳川一門及び西国も含めた有力外様大名であり、主従関係を確認するとともに、御成を受ける大名の地位も同時に承認するものと、御成が將軍と大名の主従関係の確認手段であることを指摘している。^⑤

これまで大名邸御成は右に紹介した佐藤論を中心に理解されてきた。しかしこの解釈には、次のような疑問がある。①の時期における幕藩関係から考えて、確かに御成は対外様大名統制の一環であり、將軍と大名の主従関係の強化という幕府側の意図が色濃く見てとれる。しかし他方で、大名が將軍の御成を画策したり、逆に幕府からの御成の打診を大名が断った事例も確認できる。単に外様大名と將軍との関係だけでは説明がつかず、個々の事例を考慮しなければならぬであろう。また②と③の間の時期にあたる家綱期の御成が検討されていない。綱吉期への繋がりとして、数寄屋御成が衰退していった過程を明らかにする必要があるだろう。

また、將軍の大名邸御成の中でも、数寄屋に特化した研究として、矢部誠一郎氏が数寄屋御成は秀忠の時に成立し、三代將軍家光にも継承されたが、四代將軍家綱以降の御成では数寄屋に入ることが殆ど行われなくなったことを

指摘している。そして幕府権威の浸透を図り、諸家の面目、名譽を高め、彼等を精神的に支配して、幕藩体制を確立する一手段であったことと結論付けた。^⑦一方、武田庸二郎氏は、御成ではないが四代將軍家綱の茶の湯について、その実態を明らかにし、一般に「属人的主従制」から「家門・譜代的主従制」へと移行が図られ、ヒエラルヒーの再編がなされた時代とされる家綱政権期において、柳営茶会がもった意味、またそこで使用される茶道具の特異な存在価値について論究した。家綱の茶の湯は、当時の武家社会における「身分内序列の確立」という政治的役割をも担うものであったことを指摘している。^⑧また、中村利則氏は、近世の「式正」の御成を三種類に分類した。室町期には、將軍の御成は、定例化された「常の御成」と、何らかの名目をもって將軍の訪問を請い、迎える形式をとる「式の御成」とに大別できたが、そのうち後者を「式正」の御成として、①「室町式御成」、②一連の御成の式次第に数寄屋事が組み込まれる「数寄の御成」、③まず初めに数寄屋に入る「数寄屋御成」とに、分類した。^⑨一方、深谷信子氏は、大名の私邸、幕府施設ともに数寄屋御成の回数や茶道具に着目して分析をした。秀忠の御成先は、外様大名が多かったが、家光の場合は、外様大名への御成はきわめて少なく、寵臣の老中、幕閣、御三家・旗本・大名が大部分を

占める。これは御成の回数が多い人物は、家光との親密度を表し、数寄屋御成の多い人物は、茶事に堪能であり、家光に披露するほど茶道具を所持していることを示している。^⑩

数寄屋御成に関する研究は、以上のように様々な視点から論じられてきているが、狭い茶室という特別な空間で將軍をもてなすことの意義があまり追究されていない。茶室空間で、將軍をもてなすことは、大名と將軍の親密度を示すことにも繋がるが、秀忠期から家光期にかけて、なぜ数寄屋御成は衰退していくのだろうか。単に將軍の好みの問題なのか、或いは茶室空間を必要としなくなってきたからなのだろうか、当時の政治権力と表象について考慮する必要があるだろう。また、室町期から近世にかけての御成の変容も明らかにされていない。近世の御成は、室町期に比べ式次第が短縮され、数寄屋御成による茶事が組み込まれる等の変化がある。しかし、どのように変容していったのか、その詳細はこれまで明らかにされていない。秀忠期に成立した数寄屋御成は、当時の幕府にとつては「式正」の御成であったと考えられるが、室町期からの伝統的武家故実を継承する薩摩藩江戸詰家老伊勢貞昌は、従来の式正の御成が廢れて嘆かわしいと感想を述べている。貞昌の考える室町式「式正」御成と、当時の幕府が推奨する数寄屋の

「式正」御成には違いがあった。この時期の武家故実の変容や、数寄屋御成の具体的内容をおさえておく必要がある。

本稿では、これらの課題を中心に、数寄屋御成の実態と変容及びその衰退を追い、御成の果たしてきた歴史的意義を明らかにする。それによって、近世初期における將軍と大名の主従関係や將軍の政治権力の表象を解明する一助としたい。

一 数寄屋御成の展開

本章では、秀忠・家光期の御成を家康の存命時期と、死後における時期とにわけて、それぞれの特徴を明らかにする。

(1) 家康存命時までの秀忠の御成

【表1】は、秀忠將軍・大御所時代と家光將軍時代の御成先一覧である。秀忠將軍時は、家康と二元政治体制が展開されていた時期であり、秀忠特有の御成と一概に言うことはできない。家康の死去は元和二年（一六一六）であり、【表1】でいうところの慶長十八年（一六一三）秀忠の加藤嘉明邸御成まで、家康は存命であった。すなわち慶

【表1】秀忠・家光の御成（秀忠存命時迄）

大名		秀忠		家光	
池田 輝政(※伏見)	岡山藩	慶長10年(1605)5月	①389上		
藤 堂 高 虎	今治藩	慶長11年(1606)	①421下		
蒲 生 秀 行	会津藩	慶長12年(1607)4/28	①431下		
蒲 生 秀 行	会津藩	慶長13年(1608)11/16	①472上		
藤 堂 高 虎	津藩	慶長14年(1609)5/17	①486上		
小笠原 秀政	飯田藩	慶長14年(1609)12/26	①503上		
大久保 忠隣	小田原藩	慶長15年(1610)10/6	①531下		
伊 達 政 宗	仙台藩	慶長15年(1610)10/16	①532上		
上 杉 景 勝	米沢藩	慶長15年(1610)12/25	①536下		
伊 達 政 宗	仙台藩	慶長16年(1611)1/15	①539下		
金 森 可 重	高山藩	慶長16年(1611)12/21	①571上		
藤堂 高虎(※駿府)	津藩	慶長17年(1612)3/28	①581上		
南 部 利 直	盛岡藩	慶長17年(1612)12/20	①603下		
大久保 忠隣	小田原藩	慶長17年(1612)12/28	①604上		
伊 達 政 宗	仙台藩	慶長18年(1613)3/28	①619上		
藤 堂 高 虎	津藩	慶長18年(1613)6/2	①624下		
加 藤 嘉 明	松山藩	慶長18年(1613)11/18	①638上		
前 田 利 常	加賀藩	元和3年(1617)5/13	②128下		
伊 達 政 宗	仙台藩	元和4年(1618)3/22	②148上		
藤 堂 高 虎	津藩	元和4年(1618)閏3/20	②148下		
藤 堂 高 虎	津藩	元和4年(1618)5/16	②150上	元和4年(1618)7月	②153上
尾 張 義 直	尾張藩	元和9年(1623)2/13	②247上	元和9年(1623)2/18	②247下
伊 達 政 宗	仙台藩	元和9年(1623)12/21	②310下	元和10年(1624)2/20	②317下
紀 伊 頼 宣	紀州藩	元和10年(1624)1/23	②315下	元和10年(1624)1/27	②316下
水 戸 頼 房	水戸藩	元和10年(1624)2/6	②316下	元和10年(1624)2/10	②317上
伊 達 政 宗	仙台藩			元和10年(1624)2/20	②317下
蒲 生 忠 郷	会津藩	寛永元年(1624)4/14	②322上	寛永元年(1624)4/5	②321上
駿 河 忠 長	駿府藩	寛永2年(1625)2/5	②339上	寛永2年(1625)2/12	②339下
尾 張 義 直	尾張藩	寛永2年(1625)3/8	②341上	寛永2年(1625)2/26	②340上
藤 堂 高 虎	津藩	寛永2年(1625)5/28	②345上	寛永2年(1625)6/28	②345下
紀 伊 頼 宣	紀州藩	寛永3年(1626)2/27	②361上	寛永3年(1626)3/7	②361下
内 藤 政 長	磐城平藩			寛永3年(1626)5月	②368下
水 戸 頼 房	水戸藩	寛永4年(1627)2/14	②407上		
駿 河 忠 長	駿府藩	寛永4年(1627)3/2	②407下	寛永4年(1627)3/9	②409上
尾 張 義 直	尾張藩	寛永4年(1627)5/3	②410上	寛永4年(1627)6/21	②411上
水 戸 頼 房	水戸藩	寛永4年(1627)5/14	②410下	寛永4年(1627)6/28	②411下
駿 河 忠 長	駿府藩	寛永4年(1627)10/12	②416上	寛永4年(1627)10/22	②416上
藤 堂 高 虎	津藩	寛永4年(1627)10/29	②416下	寛永4年(1627)11/3	②416下
紀 伊 頼 宣	紀州藩	寛永5年(1628)3/4	②428下	寛永5年(1628)3/14	②429下
伊 達 政 宗	仙台藩	寛永5年(1628)3/12	②429上	寛永5年(1628)3/26	②430下
駿 河 忠 長	駿府藩	寛永5年(1628)3/18	②430下	寛永5年(1628)4/6	②431下
水 戸 頼 房	水戸藩	寛永5年(1628)4/3	②431上	寛永5年(1628)4/9	②431下

大名		秀忠		家光		
尾張	義直	尾張藩	寛永5年(1628)6/11	②437上	寛永5年(1628)8/9	②440下
駿河	忠長	駿府藩	寛永6年(1629)2/13	②454下		
前田	利常	加賀藩	寛永6年(1629)4/29	②458下	寛永6年(1629)4/26	②458上
駿河	忠長	駿府藩	寛永6年(1629)6/1	②459下	寛永6年(1629)5/23	②459下
水戸	頼房	水戸藩	寛永6年(1629)8/15	②465上	寛永6年(1629)8/10	②464下
土井	利勝	佐倉藩	寛永6年(1629)9/2	②466上	寛永6年(1629)8/28	②465下
金地院	崇伝	僧録	寛永6年(1629)10/17	②469上	寛永6年(1629)10/15	②468下
堀	直寄	村上藩	寛永6年(1629)12/26	②471上	寛永7年(1630)2/13	②477上
酒井	忠世	厩橋藩	寛永7年(1630)1/29	②476下	寛永7年(1630)1/26	②476上
紀伊	頼宣	紀州藩	寛永7年(1630)2/20	②477下	寛永7年(1630)2/23	②478上
伊達	政宗	仙台藩	寛永7年(1630)4/11	②480下	寛永7年(1630)4/6	②480上
島津	家久	薩摩藩	寛永7年(1630)4/21	②482上	寛永7年(1630)4/18	②481上
内藤	政長	磐城平藩			寛永7年(1630)6/10	②485上
稲葉	正勝	真岡藩			寛永7年(1630)6月	②487下
永井	尚政	古河藩			寛永7年(1630)7/5	②489上
尾張	義直	尾張藩	寛永8年(1631)2/29	②508上	寛永8年(1631)5/9	②513上
内藤	政長	磐城平藩			寛永8年(1631)6/1	②515上
稲葉	正勝	真岡藩			寛永8年(1631)6/21	②516下

(1) 『徳川実紀』 第一篇・第二篇 (吉川弘文館) より作成

(2) ①は第一篇、②は第二篇を指し、数字は頁数、上下は上段・下段であることを表す

長一〇年(一六〇五) 伏見の池田輝政邸に始まり、この加藤嘉明邸までの間、家康の指示があつて、訪問先が決められた可能性もある^①。この間の訪問先大名をみると、東国を中心とした外様大名が名を連ねるが、島津や細川・毛利といった西国大名の名は見られない。この時期の御成の実態として、室町將軍家の御成には見られなかった数寄屋行事が、慶長十四年(一六〇九)の小笠原秀政邸の事例^②や、翌年の上杉景勝邸の事例において確認できる。当時秀忠には、古田織部が茶の湯の將軍指南役、いわば公的な宗匠として、また細川忠興が秀忠幼少時より茶の湯の師、いわば私的な宗匠として仕えていた^③。その影響も御成に反映されていたことが窺える。

では、この時期の御成は、どのように展開されていたのだろうか。慶長十五年十二月二五日、江戸の上杉景勝邸へ秀忠が御成を行った際の記録が『上杉年譜』から確認できる^④。これによると、御成当日の約七ヶ月前にあたる五月、秀忠の上杉邸御成の旨が、上杉側に伝えられている。この時老中本多正信がその次第を取り仕切り、早速御成御殿の建設が命じられている。そして十一月に御成御殿の完成が近づき、翌月に控えた御成の詳細が上杉家家老直江兼続と正信との間で詳細に話し合われ、当日の飾りの道具や饗応の品等詳細に渡って指示が出されている。上杉家は関ヶ原

の戦いで西軍につき敗れたが、正信の尽力をもって御家の断絶は免れている。そのためか、正信に恭順の意を示していることが窺え、御成の式次第が幕府主導で行われていることが分かる。ここに、当時の上杉家の幕府に対する姿勢が窺える。上杉家が【表1】における他大名と大きく異なるのは、関ヶ原の戦いで西軍に属していたという点である。ゆえに、この事例だけを見れば同時期の御成は、幕府からの一方的な圧力として見てとれてしまうかもしれない。しかし、以下に示す例は、決してそうではなかったことを物語っている。

(2) 家康死後における秀忠・家光の御成

家康の死後、秀忠単独政権下における御成はどのように展開されていったのだろうか。秀忠は、自らが武家の棟梁であることを示すためか、上洛の他にこれまでと同じく、積極的に御成を行っている。元和三年（一六一七）や四年（一六一八）に行われた前田利常・伊達政宗・藤堂高虎邸への御成は、秀忠単独政権期の御成として注目できる。家康の死後、秀忠単独政権下における御成先として前田家が第一番目に選ばれたのは、幕府の意図も当然考えられるが、一方で御成を是非とも実現させたい、という前田家側の姿勢の反映もあろう。左の史料は元和二年（一六一六）

十一月の段階で、前田家が秀忠を招こうと画策していることが窺い知れる内容の史料である。

猶々だうぶく二つ遣申候。

一書申入候。めう日たかをかへ被参候由、御たいぎ共に候。しかれば来ねんゑどにて、すきや御なり成共仕てよく候はんや。ゑどたやあたらしき内にと申事に候。圖書・右衛門とだんがう候て、そとうかゝわれてたまわるべく候、以上。

十一月十四日

利光

本多安房守殿⁽¹⁵⁾

元和二年十一月十四日、加賀藩主前田利常（||利光⁽¹⁶⁾）は翌年（元和三年）将軍秀忠を江戸藩邸に招こうとしており、家老の本多政重に高岡にいる前藩主利長の意向を確認させている。こうした画策から、将軍の御成には幕府の政治的意図がある反面、幕府からの一方的な強要ではなく、大名側が自ら招こうとする側面も窺い知ることができる。

一方で将軍の御成を断る事例も存在する。以下は寛永四年（一六二七）七月二五日、熊本藩の細川忠興が嫡子忠利に宛てた書状の一部である。

一昨日大い殿⁽¹⁷⁾にて、伊播州我等ニすきノ御成仕候へと被

申候間、さやうの儀ハ誠忝儀たるへく候、我等家にてハ一切成申ましく候、中々念もなき事と申候へハ、昨

晩我等所へ被參、台所迄披見、これにて可成間、是非とも御成仕候へと被申候、就其、大い殿へ談合申度儀在之間、か、民(加々爪忠澄)二今日中、明廿六朝からひるまで、又廿七日朝ノ間ニ御すき次第御出候へ、さ候ハ、其方をめしよせ可申由、只今申遣候、其返事ニより人を可進間、可被得其意候事¹⁷

寛永四年七月二三日、隱居の身であった細川忠興は、老中土井利勝の邸宅を訪れていた。そこで幕臣の伊丹康勝から「数寄の御成を受けてみてはどうか」、という打診を受ける。これに対し忠興は、將軍を招くにあたっては、おそらく屋敷が粗末であるからという理由で、断っている。というのは、伊丹が翌日二四日の晩、細川邸を訪れ、台所までいろいろ見て回り、御成は可能であると判断し、「是非受けられよ」と忠興に勧めているからだ。伊丹の判断は、おそらく秀忠の意向もあつたのであろう。つまり、秀忠が細川邸に御成したいということだ。しかし忠興は、「土井利勝と相談したいことがあるので、今日中か明日二六日の午前中、もしくは明後日二七日の朝の間、都合の良い時にお越しください、息子の忠利も呼びます」と旗本の加々爪忠澄に申し遣わし、返答を一旦保留した。結局細川家への御成は実現しなかつたので、この内容は御成を断ることも可能であつたことを示すものとして注目できる。しかし、先

述した通り、細川家（特に忠興）と將軍秀忠の間には、単に將軍と外様大名という関係以上に、茶の湯の師弟関係という側面が強かつたと考えられるので、細川家だから可能だつたということも考えられよう。また、この事例は藩主である忠利ではなく、隱居の忠興に打診しているという点でも注目できる。幕府と藩という関係ではなく、秀忠と忠興という個人的な関係性を窺い知ることができるのではないだろうか。

(3) 秀忠期御成小括

このように家康存命時も含め、秀忠が將軍として在位していた時期の御成は、¹⁸外様大名に対する統制策というだけでは説明がつかない事例が多々存在する。例えば池田輝政や藤堂高虎などは、家康の御成も受けており、特に高虎は秀忠や家光が他家へ御成する際、相伴として随行することも多く準譜代並の扱いを受けていた。また、蒲生秀行や小笠原秀政らは家康の娘や孫娘を娶り、將軍家と親戚関係を築いている。一方、金森可重は、細川忠興同様、秀忠の茶の湯の指南役を務めていた。これらから將軍と大名のそれぞれの個人的結びつきを考慮に入れるべきであろう。

この後、秀忠の御成は、元和九年（一六二三）二月に行われる尾張義直邸御成まで、約五年間、中断する。中断の

理由には様々な要因が考えられるが、最大の要因は、元和七年（一六二一）に予定されていた尾張邸御成が、同年正月火災によって全焼してしまったことである。尾張義直は、元和六年（一六二〇）九月、知行宛行の黒印状を家臣に一斉発給する、いわゆる「御黒印初」を行った。義直の家臣団は、大坂の陣のために家康が側近などを寄せ集めて急遽編成した軍隊であったが、この「御黒印初」によって知行高・身分・秩序が再編成され、義直のもとに家臣団として一元化された¹⁹。元和三年・四年に行われた秀忠による御成は、前田・伊達・藤堂が御成先として選ばれており、これは外様大名の序列を意識してのことであったとされているが、こうした外様の大名の後は、徳川一門の大名の最上位に尾張義直が位置することを表明するために、ぜひとも一番に御成しておく必要があった、と考えられている²¹。また元和九年から再開される御成は、それ以降ほぼ全件において、秀忠・家光が日をまたぎながら両方とも御成することになったことも注目される。家光が將軍職を継ぐのが、ちょうどこの元和九年なので、それに合わせて徳川一門の筆頭である尾張藩への御成が組み込まれたとも考えられるのかもしれない。

元和九年以降、秀忠の御成先を見てみると、御三家・家光の弟である駿河大納言忠長、及び既に御成を受けたこと

がある前田・伊達・藤堂を除けば、新たに御成を受けた大名は、蒲生忠郷・土井利勝・堀直寄・酒井忠世・島津家久の五名のみとなる。このうち、蒲生忠郷は蒲生秀行の嫡男であり、蒲生家として見れば、既に御成を受けたことがある家といえる。土井と酒井は幕閣であり、外様の新規としては、堀直寄と島津家久のみである。西国大名への御成はほとんどなされていないことから、御成はやはり幕府の大名統制の一環とする理解だけでは説明がつかないであろう。

二 数寄屋御成の実態

本章では、数寄屋御成の実態を、史料が豊富に残る、寛永七年（一六三〇）四月十八日に行われた薩摩藩島津邸御成を事例に検討する²²。島津邸御成は、將軍と大御所の同時期に渡る訪問が終焉を迎える時期にあたる。島津家のような大名が、なぜこの時期まで御成されていなかったのか、確たる理由は判明していない。財政上の理由などいろいろ考えられるが、とにかく將軍・大御所による同時期の対外様大名邸御成はこれが最後にあたる。

島津邸御成は、薩摩藩の江戸詰家老伊勢貞昌が、全てに渡って指揮を執った。秀忠の御成が慶長十年（一六〇五）

から始まったことを顧みると、島津邸御成はその約三〇年後にあたる。武家故実などの古い仕来りは、廃れてきており、故実を踏襲する貞昌は伝統ある武家故実が廃れていくことに対し、当惑の念を隠せないでいる。ここから島津邸御成の詳細を検討していくことで、中世から近世初期にかけて、御成という將軍の来邸がどのように変容していったのかを探る。

(1) 御成に至るまでの流れ

島津家への御成は、江戸の薩摩藩邸上屋敷(桜田邸)において行われ、寛永七年四月十八日に將軍家光が、翌三日後の二一日に大御所秀忠が来邸した。幕府から薩摩藩への御成の明確な打診の時期は不明だが、御成が行われる三年前の寛永四年(一六二七)段階で既に準備が始められていたことが、江戸にいる貞昌から、国元の鹿児島へ宛てた書状であると考えられる「被 仰下条々」から確認できる。⁽²³⁾これによると、数寄屋(茶室)の造営準備と路地の整備、及び御成道具を唐からの輸入物に揃えるといったことが記されている。

寛永五年(一六二八)九月十日の段階では、国元の家老喜入撰津守が琉球三司官へ宛てた書状の中で、御成の準備について言及している。⁽²⁴⁾これによると、再来年御成がある

ので江戸では諸事忙しくなるとあり、琉球からの出物(軍役を銀で納めさせる)の儀については、知行一石につき銀一匁を充てるという内容が記されている。御成の際に用いる諸道具につき、唐からの伝来品を必要としていて、急遽諸道具を用意させている様子が窺える。

また貞昌から国元への書状と考えられる「就 御成諸道具之事」では、寛永六年十一月の段階で御成の際に用いる諸道具につき、貞昌から国元に対して指示がなされている。⁽²⁵⁾これによると貞昌が盃の台を琉球産のもので揃えたいと、要求している。また彫漆の一種で、油を混ぜた漆を幾重も塗り厚い層を作り、文様を彫刻したものと知られる「堆朱」^(ついしゅ)を指定してきていることなどは、薩摩藩独自の用意であることを物語っており、貞昌の御成にかける意気込みが窺い知れるのではなからうか。

將軍を迎えるにあたり様々な施設がいつ頃から造営されていたのか。貞昌が自ら書き記した「中納言家久公御成之記」によると、寛永五年の春頃から御成御門や御数寄屋など御成に関する施設の造営が始まる、とある。⁽²⁶⁾このうち、「奥表舞台・楽屋・同振廻所・屏・中門・御路地口の唐門・同御物抜・御廐・御車宿り・所々の廊下以下」は、幕府御作事掛の甲良豊後守宗広が担当したとあるので、作事の指揮は幕府方と連携して行っていたことが窺える。具

体的に建物を造営し始めているので、この前には幕府から正式に御成の打診があったといえよう。こうした諸施設のうち、数寄屋に関しては、秀忠が重視していた場所だったからなのか、他家に確認するなど、念入りに準備していたことが窺える。

その他家の一つが細川家である。宛先や正確な年代は不明だが、島津邸御成につき、細川忠興が記した書状があるのでその一部を以下に載せる。

一両 上様御機嫌能被成 御座候、(島津家久)松薩州へ 將軍様明

日十八日 御成、又廿一日 大御所様御成之由候、作

事之見事さ、御成道具無残所用意ニ而候、主ハ一円

不被存、(伊勢貞昌)兵部一人して万事仕廻申之由候、あの様なる

臣下在之間敷儀と御年寄衆被申之由候、乍去、餘何も

仕過候様二見之申候事

一 数寄屋之事、薩州も兵部も初心ニ御入候故、何もかも

調不申、俄ニ我々へ談合被申ニ付、やくたいなくよう

く取合申体ニ候、おかしく候、御すきやまハリの儀

者、御茶同衆ニ御任せ候被置可然由、申合候事⁽²⁷⁾

これによれば、忠興は、御成の準備を貞昌が一人で取り仕切っていることを大変すばらしいと褒め称え、あのような家臣は他に類を見ないと年寄衆が言っていると述べている。ただいかにもやり過ぎだとも感想を述べてもいる。御

数寄屋に関する忠興の助言は、幕府の御茶道衆に任せておけばよい、ということであった。忠興がいうように、貞昌は御数寄屋については勝手がわからないようなので、この点は丹念に調べていたのだろう。また、御数寄屋の路地の整備については、同じ九州に領地を持ち島津家と何かと縁の深かった寺沢広高らに相談している。⁽²⁸⁾これにつき、広高は、秀忠の御三家や前田邸御成の先例に従って「道句」⁽²⁸⁾道句（古田織部の弟子）に任せるのがよい、という助言をしている。

またこの御成については、「伊勢文書」に藩主家久から貞昌に宛てた書状がある。江戸時代を通し、將軍・大御所の島津邸御成は寛永七年の事例のみなので、この書状はおそらく御成が行われた寛永七年かその前年に貞昌に宛てた書状と考えられている。

可調与存意候、御成之事、昔者、節々有之事と聞得候、当世者、誰人も無案内之儀候処、奇特ニ貴所旧記を被残置故心安候、これのミならず、一座之興行をさへ相嗜と見得候処、況今度之儀共一代之面目にて候、其上我等も年老たる事候間、重而如此之御成ニも、如何候ハんと思ひ候間、可成程調候ハてハと存候、貴所などハ年わか候間、幾度も御成ニ被合候ハんと思ひ候、とてもこの事ニ、今度ハ是非供式正ニて候ハてハと

存候、謹言、

二月十三日

家久（花押）

伊勢兵部少輔殿⁽²⁹⁾

家久は、昔は御成が頻繁に行われていたが、現在（寛永七年前後）は取り仕切れる者が少なくなっていると述べている。しかし、旧記（故実）を踏襲する貞昌がいるおかげで、安心だとも述べており、貞昌に絶大な信頼を置いていることがわかる。最後に、家久は（室町期のイメージでの）「式正」で行いたい、と述べている。しかし、以下貞昌の式次第の実態の記述から「式正」は室町期のものとは異なっていることがわかる。

（2）島津邸御成の式次第

ここからは、先にも挙げた「中納言家久公御成之記」から、家光が御成した際の式次第の内容を確認したい。三日後に行われた大御所秀忠の御成に關しても「同様であった」との記載があるので、ここでは將軍家光が御成した際の事例を用いる。

まず家光の数寄屋への入御だが、御成の時刻は卯刻（午前六時過頃）と早朝に行われていた⁽³⁰⁾。相伴は、丹羽長重と加藤嘉明が勤めた。式次第は、幕府より内々に式正との御内意があったとあり、幕閣の酒井や土井と御進物などにつ

いていろいろ相談して決めたとある。先例に基づき、今回の島津邸御成も数寄屋より御成になるとの由が幕府より言い渡されているが、そのことに対し貞昌は、式正の御成とはいえ、室町期のような御成門から入る旧記の御成ではない、と記している。

家光と家久による数寄（御茶）行事が済むと、一向は鎖之間に移動し、同所において家光は、掛軸や置物といった諸道具を一覧した⁽³¹⁾。先述した琉球産の品物等が揃えられていたのであろう。諸道具上覧が済むと、今度は寢殿へと移る。寢殿では式三献・七五三・十二合の折といった膳が出され、家久から家光に、家光から家久及び親族に、太刀などの進上・拝領があった。膳や御献の儀式は、古代日本料理の流派の一つである大草流を擁する薩摩藩の天野圖書頭ならば容易い、と貞昌は感想を述べる反面、ここにおいても「依非式正」と述べている。室町式の式正御成では將軍に献上する品が決まっていたが、今回はそれとは異なっているということであった。

寢殿における下賜・献上儀礼等が済むと、家光と家久は会所へと移動し、能の上覧及び再び献上の儀礼が行われた⁽³²⁾。一般に室町から続く式正の御成では、ここで式十七献・式十五献・十一献及び能十七番が行われるのだが、この数寄屋御成では五献・七献に略されている。同所におい

ても、先の寢殿同様、様々な諸道具の工夫がなされていた。銀や金をふんだんに使って、豪華な諸道具を家光に披露している。

能の後、再び家光と家久は寢殿に移動する⁽³⁴⁾。ここで本格的な七五三の膳が出された。ここでも室町式の式正御成との違いについて貞昌が感想を述べている。すなわち、室町式の式正御成では、七五三の御献の際、相伴を勤めた者に対して盃頂戴が許されるはずであるのに、今回の数寄屋御成ではそれが無くなり省略されている、ということである。

式三献や膳が出された寢殿での催しが終わると、再び会所に戻り、家光は暫しの休憩を取った⁽³⁵⁾。先に会所にて行われた御能は、琉球より連れてきた美男子を中心に構成されたもので、これほどの内容の御能は今まで披露されたことがなかった、との確かな手ごたえを感じていた貞昌であったが、やはりその所々で旧記との違いを指摘している。家光は休息の後、再び同所において還御前の能を観劇したが、ここにおいても旧記との違いを嘆いている。すなわち、本来ならば還御前に行われた能が済むと、演じた太夫などが御前に召され、歌を披露したり、相伴を勤めた者が御酌をしてから、還御となるのが習わしであった。しかし、そういったことはなく、すぐに還御となってしまうのである。

最後にこの御成につき、貞昌の所見を挙げておきたい。

一右に如記、兼日式正之 御成御用意二付、妻戸の前にたてすな有之、上古は川原之者立砂之儀存候間、京都におゐて方々雖被相尋、近代左様之者依断絶、於東福寺立砂仕る者めしよせらる、砂は上古より稻荷山之砂にて在之候間、稻荷山より召下なり、東福寺より参たる人、立砂を立候事は仕候へとも、たて所の寸法、二ツのすなの間之廣さ等、御輿と御車との時之たてやう不存二付、旧記を引合教て申付なり、如此式正之御儀式無之之条、武家之御作法弥すたりもてゆかん事、嘆かしきものをや⁽³⁶⁾

この度の御成については、式正御成の様式で準備を行い、京都においても様々な準備をしたが、近年は伝統を重んじる京都においてでさえ、そうした準備を取り仕切れる者がいなくなってしまうている、と記されている。ゆえに、貞昌自身の旧記を引き合いに、むしろこちらからその作法を教えているありさまであるという。このように武家の作法が廢れていくのは、実に嘆かわしい、と記されている。

以上が島津邸御成の式次第の内容だが、ここから当時の「式正」御成の在り方を考えてみたい。式正御成とは、基本的には室町時代に定められた武家故実の習わしを指すが、必ずしも後の時代の御成がそれを踏襲するものではない。

かったといえる。それぞれの時代に式正もしくは式正に準ずるものが設けられ、御成の在り方も変わっていった。江戸時代においては室町時代のような式正という概念そのものが無くなっていったのかもしれない。ただし、御成においても先例を重んじる傾向はみられ、それが式正の一部を担う役割を占めていたと思われる。幕府が定める御成に関する規定は見られない。秀忠の初期の頃は幕府主導のもと御成が行われていたと見られるが、「法度」の類等で規定されていたわけではない。しかし、寛永期頃になると、おそらく秀忠が望んだであろう「数寄屋を建設すること」という最低限の要求が守られれば、後は各藩（家）の裁量に任せられていたと考えられる。

三 数寄屋御成の衰退

最後に、本章では数寄屋御成が衰退していく過程について、家光期・家綱期それぞれの政治状況と関連して検討していきたい。

(1) 家光期の御成

【表2】は家光御成先一覧である。家光が本格的に御成を開始する時期は、自身が元和九年（一六二二）に將軍に就

任してから、といえる。この時期は、秀忠が大御所としてまだ権勢を振るっていた時期でもあり、大御所秀忠↓將軍家光、もしくは將軍家光↓大御所秀忠といった順番で同じ大名邸に御成していた。概ねどの大名邸への御成も、ほぼ二〜三日から二〜三ヶ月といった開きはあるものの、大御所と將軍が二回に分けて御成するという形態をとっていた。幕藩体制の確立という面を考えると、先行研究で言われるように、大名に負担を強いるという財政的側面も考えられるが、これを単なる負担としてとらえるのではなく、將軍家と大名家の関係をより強固・密接にする役割を担っていたと考えることも可能であろう。また、招く大名側にしてみても、將軍・大御所の御成は他大名に対する自己の優位性を確立できた、といった意義を考えることが出来、幕府にとってみても、秀忠から家光への代替わりをアピールし、同時に家光への忠節を確認させる狙いもあったといえる。しかし、このような大御所と將軍が同時期に同大名邸を御成する形態は、秀忠が没すると、大きく変化を遂げる。

ここで一度近世初期における式正御成について整理しておきたい。先に挙げた先行研究によれば、この時期の大名邸御成は三種類に分類できる³⁷。一つは、従来の「室町式御成」。もう一つは、一連の御成行事に数寄屋行事が組み込まれる「数寄の御成」。最後の一つは、最初から数寄屋に入る

【表2】家光の御成一覧

和暦	年	西暦	月	日	大名	種別	刻	内容	相伴	【実紀】	式正
寛永	9	1632	7	2	永井 尚政	譜代(古河藩)	申	(浅草)水馬御覧→(深川)永井邸→暮れ深く還御		(二)553下	
寛永	10	1633	5	20	天 樹 院	親戚(家光姉)		(竹橋)天樹院新邸、池田光政に刀の下賜		(二)598上	
寛永	11	1634	3	28	水戸 頼房	親藩(御三家)				(二)628上	
寛永	12	1635	8	22	酒井 忠勝	老中(小浜藩)		海辺で鷹狩→御膳献上、刀・茶道具の下賜、刀献上		(二)688上	△
寛永	12	1635	12	22	井伊 直孝	大老(彦根藩)		(赤坂)虎口御覧→井伊邸		(二)699上	△
寛永	13	1636	3	5	水戸 頼房	親藩(御三家)		御膳献上		(三)5上	△
寛永	13	1636	5	21	伊達 政宗	外様(仙台藩)		(品川)東海寺の帰り→病氣見舞	土井利勝・柳生宗矩・酒井忠勝	(三)19下	
寛永	13	1636	8	11	大橋 龍慶	家光小姓	未	(高田)御宴		(三)30下	△
寛永	13	1636	9	21	尾張 義直	親藩(御三家)		数寄屋御成	水戸頼房・越後加賀両少将・毛利秀元・立花宗茂	(三)34上	○
寛永	13	1636	9	22	大橋 龍慶	家光小姓		鷹狩の帰り→(高田)御宴		(三)34下	
寛永	13	1636	11	12	水戸 頼房	親藩(御三家)		数寄屋御成	尾張義直・越後加賀両少将・毛利秀元・立花宗茂	(三)39上	○
寛永	13	1636	11	26	大橋 龍慶	家光小姓		鷹狩の帰り→(高田)御宴		(三)40下	△
寛永	14	1637	3	21	酒井 忠勝	老中(小浜藩)		(高田)		(三)50下	
寛永	14	1637	3	26	水戸 頼房	親藩(御三家)		園中にて鷹狩		(三)50下	
寛永	14	1637	閏3	18	酒井 忠勝	老中(小浜藩)		猿楽・相撲御覧		(三)51上	△
寛永	14	1637	5	21	酒井 忠勝	老中(小浜藩)		鞭打・猿楽・銃技御覧		(三)55上	△
寛永	14	1637	7	24	堀田 正盛	老中(川越藩)				(三)58下	
寛永	14	1637	7	26	阿部 忠秋	老中(壬生藩)				(三)59上	
寛永	14	1637	8	14	堀田 正盛	老中(川越藩)				(三)60下	
寛永	14	1637	8	19	堀田 正盛	老中(川越藩)				(三)61上	
寛永	14	1637	9	2	堀田 正盛	老中(川越藩)				(三)62上	
寛永	14	1637	9	5	酒井 忠勝	老中(小浜藩)		周辺にて鷹狩→酒井邸、御膳献上		(三)62下	
寛永	14	1637	9	14	春日 局	家光乳母		御膳献上、猿楽・風流御覧、金・綿の下賜	稲葉正則が風流を上演	(三)64下	○
寛永	14	1637	9	16	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		御膳献上、猿楽御覧		(三)65上	△
寛永	14	1637	10	2	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)69上	
寛永	14	1637	10	5	水戸 頼房	親藩(御三家)		周辺にて鷹狩→水戸邸、御膳献上		(三)69上	
寛永	14	1637	10	9	酒井 忠勝	老中(小浜藩)		(高田)御膳献上		(三)69下	△
寛永	14	1637	10	9	佐久間 実勝	旗本		(大久保)御膳献上		(三)69下	△
寛永	14	1637	10	16	松平 信綱	老中(忍藩)		猿楽・風流上覧、刀・馬・時服・金等の下賜、刀・馬・綿・金等の献上	御台所	(三)69下	○
寛永	14	1637	10	19	水戸 頼房	親藩(御三家)				(三)70上	
寛永	14	1637	10	22	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)70下	

和暦	年	西暦	月	日	大名	種別	刻	内容	相伴	【実紀】	式正
寛永	14	1637	10	26	水戸 頼房	親藩(御三家)				(三)70下	
寛永	14	1637	11	1	土井 利勝	老中(古河藩)		御膳献上、刀の献上・下賜		(三)71下	△
寛永	14	1637	11	4	水戸 頼房	親藩(御三家)				(三)72上	
寛永	14	1637	11	5	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)72上	
寛永	14	1637	11	6	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)72上	
寛永	14	1637	11	16	天海(東叡山)	僧		風流御覧、時服の下賜		(三)76下	△
寛永	14	1637	12	16	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)78下	
寛永	15	1638	2	9	大橋 龍慶	家光小姓				(三)89下	
寛永	15	1638	2	10	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		(麻生)鷹狩の帰り→柳生邸、御膳献上		(三)89下	
寛永	15	1638	2	27	佐久間 実勝	旗本				(三)91下	
寛永	15	1638	2	29	水戸 頼房	親藩(御三家)		(高田)鷹狩→水戸邸、昼膳献上		(三)92上	
寛永	15	1638	3	15	天 海	僧	午	御膳献上		(三)97上	△
寛永	15	1638	4	8	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)99下	
寛永	15	1638	4	20	酒井 忠勝	老中(小浜藩)		鞭打御覧→馬下賜		(三)100下	
寛永	15	1638	4	26	大橋 龍慶	家光小姓		(高田)鷹狩→大橋邸、御膳献上		(三)101上	
寛永	15	1638	6	5	酒井 忠勝	老中(小浜藩)		鞭打御覧		(三)105上	
寛永	15	1638	6	8	酒井 忠勝	老中(小浜藩)	未	鞭打御覧		(三)105下	
寛永	15	1638	6	18	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)106上	
寛永	15	1638	6	21	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)106上	
寛永	15	1638	6	22	水戸 頼房	親藩(御三家)		踊五番御覧→初夜還御		(三)106上	△
寛永	15	1638	6	25	酒井 忠勝	老中(小浜藩)		夜還御		(三)106上	
寛永	15	1638	7	1	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)106下	
寛永	15	1638	7	7	酒井 忠勝	老中(小浜藩)	未			(三)107上	
寛永	15	1638	7	14	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)107下	
寛永	15	1638	7	25	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)108下	
寛永	15	1638	8	18	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)109下	
寛永	15	1638	9	3	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)111上	
寛永	15	1638	9	5	立花 宗茂	外様(柳川藩)		茶献上、刀下賜・献上、園中にて鷹狩、御膳献上		(三)111上	○
寛永	15	1638	10	5	酒井 忠勝	老中(小浜藩)				(三)113下	
寛永	15	1638	10	20	酒井 忠勝	老中(小浜藩)		茶・書格献上→刀下賜		(三)114下	△
寛永	15	1638	10	26	佐久間 実勝	旗本		(高田)→(大久保)佐久間邸		(三)115上	
寛永	15	1638	11	6	堀田 正盛	御側(松本藩)		数寄屋御成	井伊直孝・立花宗茂・土井利勝	(三)115下	○
寛永	15	1638	11	13	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		数寄屋御成+鷹狩	酒井忠勝・永井尚政・堀田正盛	(三)116下	○
寛永	15	1638	11	23	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)117下	
寛永	15	1638	12	11	土井 利勝	大老(古河藩)		数寄屋御成+鷹狩	立花宗茂・永井尚政・堀田正盛	(三)120上	○
寛永	16	1639	2	1	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)127上	
寛永	16	1639	2	29	天海(東叡山)	僧		御膳献上、金下賜		(三)128下	
寛永	16	1639	3	11	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)130上	
寛永	16	1639	3	25	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)131上	
寛永	16	1639	4	8	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)133下	
寛永	16	1639	4	18	土井 利勝	大老(古河藩)		病氣見舞		(三)134下	

和暦	年	西暦	月	日	大名	種別	刻	内容	相伴	【実紀】	式正
寛永	16	1639	5	26	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)138上	
寛永	16	1639	5	29	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)	午	(麻生)		(三)138上	
寛永	16	1639	6	13	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	午			(三)139上	
寛永	16	1639	6	23	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)141上	
寛永	16	1639	7	16	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		鞭打・花火御覧		(三)144下	
寛永	16	1639	7	18	立花 宗茂	外様(柳川藩)				(三)145上	
寛永	16	1639	7	25	大橋 龍慶	家光小姓				(三)146上	
寛永	16	1639	8	4	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		鞭打・花火御覧		(三)147上	
寛永	16	1639	8	26	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		鞭打・茶器御覧、御膳献上(宴)、刀下賜		(三)150下	△
寛永	16	1639	9	11	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)151下	
寛永	16	1639	10	9	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)155下	
寛永	16	1639	10	14	佐久間 実勝	旗本				(三)156上	
寛永	16	1639	10	27	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		刀献上、菓苑御覧		(三)158下	
寛永	16	1639	11	2	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		馬下賜、御膳(鮫鱈)献上	板倉重宗	(三)159上	△
寛永	16	1639	11	25	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)160下	
寛永	16	1639	11	27	土井 利勝	大老(古河藩)		猿楽御覧		(三)160下	
寛永	16	1639	閏11	2	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		(品川)→柳生邸、御膳献上、剣法御覧		(三)161上	
寛永	16	1639	閏11	11	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)161下	
寛永	16	1639	12	1	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)165上	
寛永	16	1639	12	7	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)165上	
寛永	16	1639	12	18	大橋 龍慶	家光小姓				(三)166上	
寛永	16	1639	12	20	佐久間 実勝	旗本				(三)166上	
寛永	16	1639	12	21	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		(渋谷)→柳生邸、茶宴、剣法	細川忠利・毛利秀元・有馬豊氏	(三)166上	△
寛永	17	1640	1	7	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未	(牛込)狩り		(三)169下	
寛永	17	1640	1	8	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)	午			(三)170上	
寛永	17	1640	1	13	堀田 正盛	御側(松本藩)		(浅草)		(三)170上	
寛永	17	1640	1	16	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)171上	
寛永	17	1640	1	21	堀田 正盛	御側(松本藩)	午	(千住)鷹狩→(浅草)		(三)171下	
寛永	17	1640	2	7	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		鴨狩		(三)173上	
寛永	17	1640	2	11	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未	(牛込)		(三)173下	
寛永	17	1640	2	13	堀田 正盛	御側(松本藩)		(深川)→(小塚原)→(浅草)→夜還御		(三)173下	
寛永	17	1640	2	28	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)	午		細川忠利	(三)174下	△
寛永	17	1640	3	1	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	午			(三)175上	
寛永	17	1640	3	7	佐久間 実勝	旗本	午	(中野)狩り		(三)175上	
寛永	17	1640	3	16	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)	午			(三)176上	
寛永	17	1640	3	20	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	午	鞭打・乗馬御覧		(三)176下	
寛永	17	1640	3	21	天海(東叡山)	僧				(三)176下	
寛永	17	1640	3	28	前田 利常	外様(加賀藩)	午		毛利秀元・井伊直孝	(三)177上	△
寛永	17	1640	3	29	堀田 正盛	御側(松本藩)	午			(三)177上	
寛永	17	1640	4	10	堀田 正盛	御側(松本藩)				(三)181下	
寛永	17	1640	4	29	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		日が暮れるまで剣法		(三)186下	
寛永	17	1640	5	2	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		猿楽五番御覧、前田利常小姓の躍を御覧	前田利常?	(三)187上	△
寛永	17	1640	5	14	紀伊 頼宣	親藩(御三家)		数寄屋御成	尾張・水戸	(三)188下	○

和暦	年	西暦	月	日	大名	種別	刻	内容	相伴	「実紀」	式正
寛永	17	1640	5	15	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	巳	朝の御膳献上、剣法・鞭打		(三)189下	
寛永	17	1640	5	21	堀田 正盛	御側(松本藩)		猿楽御覧		(三)190下	
寛永	17	1640	5	26	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)191下	
寛永	17	1640	6	2	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		乗馬御覧		(三)191下	
寛永	17	1640	6	3	堀田 正盛	御側(松本藩)		水泳御覧		(三)192上	
寛永	17	1640	6	7	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)	未	剣法		(三)192上	
寛永	17	1640	6	8	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		撃剣		(三)192上	
寛永	17	1640	6	19	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	申			(三)193上	
寛永	17	1640	6	21	水戸 頼房	親藩(御三家)		猿楽・風流御覧	尾張義直	(三)193上	
寛永	17	1640	7	11	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)	未	(市谷)→(麻布)柳生邸		(三)196上	
寛永	17	1640	7	12	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)196上	
寛永	17	1640	7	22	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)196下	
寛永	17	1640	8	5	堀田 正盛	御側(松本藩)				(三)201上	
寛永	17	1640	8	9	堀田 正盛	御側(松本藩)		道すがら鷹狩		(三)201下	
寛永	17	1640	8	19	堀田 正盛	御側(松本藩)		(王子)→堀田邸		(三)202上	
寛永	17	1640	9	2	土井 利勝	大老(古河藩)		鞭打御覧		(三)203下	
寛永	17	1640	9	18	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		(高田)鷹狩		(三)207上	
寛永	17	1640	9	23	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		御茶献上		(三)207下	
寛永	17	1640	10	9	堀田 正盛	御側(松本藩)		御茶献上	酒井忠勝・永井尚政・柳生宗矩	(三)209上	△
寛永	17	1640	10	12	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)209下	
寛永	17	1640	10	24	天 海	僧		中屋敷		(三)210下	
寛永	17	1640	10	29	土井 利勝	大老(古河藩)		御膳献上		(三)210下	
寛永	17	1640	11	7	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		剣法		(三)211上	
寛永	17	1640	11	13	土井 利勝	大老(古河藩)		(王子)鷹狩、御膳献上、乗馬御覧		(三)211上	
寛永	17	1640	11	16	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	午	鞭打御覧	永井尚政・内藤忠重・牧野信成・柳生宗矩他	(三)211下	
寛永	17	1640	11	17	天 海	僧	未	中屋敷		(三)211下	
寛永	17	1640	11	27	堀田 正盛	御側(松本藩)	未			(三)212下	
寛永	17	1640	12	5	井伊 直孝	大老(彦根藩)		(代々木)刀・馬・時服下賜、刀献上、茶亭にて酒献上	松平忠明・保科正之・堀田正盛・永井尚政・内藤忠重・柳生宗矩	(三)212下	△
寛永	17	1640	12	8	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		剣法、茶宴		(三)213上	
寛永	17	1640	12	16	堀田 正盛	御側(松本藩)				(三)213下	
寛永	17	1640	12	22	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)213下	
寛永	17	1640	12	28	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)214上	
寛永	18	1641	1	13	天 樹 院	親戚(家光姉)		病気見舞		(三)215下	
寛永	18	1641	1	13	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		天樹院見舞後、剣術・鞭打・御茶		(三)215下	
寛永	18	1641	1	16	堀田 正盛	御側(松本藩)				(三)216上	
寛永	18	1641	1	21	堀田 正盛	御側(松本藩)		御膳献上		(三)216下	
寛永	18	1641	1	22	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		撃剣・鞭打		(三)216下	
寛永	18	1641	1	28	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)217上	

和暦	年	西暦	月	日	大名	種別	刻	内容	相伴	『実紀』	式正
寛永	18	1641	2	2	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)217上	
寛永	18	1641	2	14	堀田 正盛	御側(松本藩)		鞭打・乗馬		(三)218上	
寛永	18	1641	2	26	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		(大窪)狩り		(三)219上	
寛永	18	1641	4	18	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		(高田)鷹狩		(三)224上	
寛永	18	1641	7	9	阿部 重次	老中(岩槻藩)	未	(王子)狩り→(駒込)阿部邸		(三)231下	
寛永	18	1641	8	1	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		能三番・躍八番、夜花火御覧		(三)232下	
寛永	18	1641	8	14	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		乗馬御覧、酒献上		(三)235下	
寛永	18	1641	9	7	天海(東叡山)	僧		猿楽三番・躍御覧、若君誕生の御祝		(三)237下	
寛永	18	1641	9	28	堀田 正盛	御側(松本藩)				(三)238下	
寛永	18	1641	10	10	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)240下	
寛永	18	1641	10	14	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)241上	
寛永	18	1641	10	15	堀田 正盛	御側(松本藩)	未			(三)241上	
寛永	18	1641	10	16	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)241上	
寛永	18	1641	10	20	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		鞭打、松平定行小姓の躍六番御覧	松平定行?	(三)241下	
寛永	18	1641	10	21	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未	乗馬御覧		(三)242上	
寛永	18	1641	11	4	水戸 頼房	親藩(御三家)		英勝院の病気見舞		(三)242下	
寛永	18	1641	11	7	堀田 正盛	御側(松本藩)	午			(三)243上	
寛永	18	1641	11	18	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)243下	
寛永	18	1641	11	25	天 海	僧		中屋敷		(三)245上	
寛永	18	1641	12	6	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	午			(三)246下	
寛永	18	1641	12	8	堀田 正盛	御側(松本藩)	午	(浅草)観音堂		(三)247上	
寛永	18	1641	12	28	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)249上	
寛永	19	1642	1	8	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)251上	
寛永	19	1642	1	18	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)251下	
寛永	19	1642	1	22	堀田 正盛	御側(松本藩)				(三)252上	
寛永	19	1642	1	25	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)252上	
寛永	19	1642	2	12	堀田 正盛	御側(松本藩)				(三)256下	
寛永	19	1642	2	25	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)257下	
寛永	19	1642	2	27	堀田 正盛	御側(松本藩)				(三)258上	
寛永	19	1642	3	4	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)258下	
寛永	19	1642	3	25	堀田 正盛	御側(松本藩)		(浅草) 夜還御		(三)259上	
寛永	19	1642	4	2	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)261上	
寛永	19	1642	4	3	天海(東叡山)	僧		猿楽三番等御覧、銀・時服下賜、日光社参の首途祝		(三)261上	△
寛永	19	1642	4	9	堀田 正盛	御側(松本藩)				(三)262上	
寛永	19	1642	4	18	天 海	僧		昆布・酒献上、盃頂戴	酒井忠勝	(三)267上	△
寛永	19	1642	5	7	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		乗馬・水打御覧		(三)270下	
寛永	19	1642	5	12	堀田 正盛	御側(松本藩)				(三)272上	
寛永	19	1642	5	13	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)	未			(三)272上	
寛永	19	1642	5	16	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	午			(三)272下	
寛永	19	1642	6	1	堀田 正盛	御側(松本藩)		(浅草)狩→夜中還御		(三)277上	
寛永	19	1642	6	18	堀田 正盛	御側(松本藩)				(三)278上	
寛永	19	1642	6	26	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)279上	
寛永	19	1642	7	12	堀田 正盛	御側(松本藩)		花火御覧		(三)281上	
寛永	19	1642	7	16	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		花火御覧		(三)281上	
寛永	19	1642	7	21	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未	水泳御覧		(三)281下	
寛永	19	1642	7	29	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		鞭打・水泳・水馬御覧、水馬の出来が悪いと叱る		(三)282下	

和暦	年	西暦	月	日	大名	種別	刻	内容	相伴	『実紀』	式正
寛永	19	1642	8	5	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)283上	
寛永	19	1642	8	8	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)	未	鞭打・撃剣		(三)283上	
寛永	19	1642	8	22	井伊 直孝	大老(彦根藩)		刀等の下賜・献上、猿楽御覧、御茶献上	毛利秀元・保科正之・酒井忠清・土井利隆・松平乗壽・安藤重長・井上正利・松平勝隆・水野元綱	(三)285上	○
寛永	19	1642	9	3	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)286下	
寛永	19	1642	9	10	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		佐倉城を給わってから初猿楽御覧、刀下賜、鞭打		(三)287上	△
寛永	19	1642	9	13	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)287下	
寛永	19	1642	9	16	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)288上	
寛永	19	1642	閏9	7	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)292上	
寛永	19	1642	閏9	11	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		忠勝在府中。嫡子忠利に御拳の鷹を授ける		(三)292下	
寛永	19	1642	閏9	28	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	未	鞭打・鎗術・拳法		(三)293下	
寛永	19	1642	10	16	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		鎗術御覧		(三)296上	
寛永	19	1642	10	28	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)297上	
寛永	19	1642	11	2	天海(東叡山)	僧		銀・時服下賜		(三)297上	
寛永	19	1642	11	5	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		鞭打→ほうか御覧		(三)297下	
寛永	19	1642	11	9	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)298上	
寛永	19	1642	12	7	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	未	鞭打・撃剣		(三)300下	
寛永	19	1642	12	10	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)301上	
寛永	19	1642	12	21	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		(角太河)鷹狩		(三)303上	
寛永	19	1642	12	27	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		猿楽三番		(三)303下	
寛永	20	1643	1	12	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		牧野信成に銀・時服下賜	牧野信成	(三)305下	
寛永	20	1643	2	2	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		鷹狩→(牛込)		(三)306下	
寛永	20	1643	2	12	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		(浅草)		(三)307上	
寛永	20	1643	2	20	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		(小日向の台)		(三)307下	
寛永	20	1643	2	22	天 樹 院	親戚(家光姉)		病気見舞		(三)307下	
寛永	20	1643	3	7	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)308下	
寛永	20	1643	3	22	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)309上	
寛永	20	1643	3	27	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	未			(三)310下	
寛永	20	1643	4	7	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		鞭打・剣法御覧		(三)311上	
寛永	20	1643	4	21	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		天主教の徒に詰問の様御覧		(三)311下	
寛永	20	1643	4	27	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		[夕刻]天主教の徒に自ら詰問		(三)312上	
寛永	20	1643	5	5	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		鞭打御覧		(三)313下	
寛永	20	1643	5	12	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)314上	
寛永	20	1643	6	6	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未	刀下賜		(三)316上	
寛永	20	1643	6	21	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		刀下賜		(三)317下	
寛永	20	1643	7	2	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)	未			(三)319上	
寛永	20	1643	7	22	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)323上	
寛永	20	1643	8	11	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	午	鞭打御覧		(三)326上	
寛永	20	1643	8	13	春日 局	家光乳母		病気見舞		(三)326上	

和暦	年	西暦	月	日	大名	種別	刻	内容	相伴	〔実紀〕	式正
寛永	20	1643	8	13	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		春日局見舞→(千住)鷹狩 →堀田邸		(三)326下	
寛永	20	1643	8	21	天 海	僧				(三)327上	
寛永	20	1643	8	23	天海(東叡山)	僧				(三)327下	
寛永	20	1643	8	27	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)327下	
寛永	20	1643	9	10	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)331上	
寛永	20	1643	9	30	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)332下	
寛永	20	1643	10	11	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		(牛込)		(三)334下	
寛永	20	1643	10	19	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)334下	
寛永	20	1643	10	28	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)335上	
寛永	20	1643	10	29	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)335下	
寛永	20	1643	11	18	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)336上	
寛永	20	1643	11	29	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)337上	
寛永	20	1643	12	12	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)338上	
寛永	20	1643	12	18	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)338下	
寛永	21	1644	1	4	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		鴨狩 紀州邸より樽肴献上		(三)341上	
寛永	21	1644	1	9	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		(牛込)		(三)341下	
寛永	21	1644	1	12	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		(牛込)刀等の下賜・献上		(三)342上	
寛永	21	1644	1	25	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未	鷹狩→酒井邸		(三)343下	
寛永	21	1644	2	8	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)345下	
寛永	21	1644	2	18	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		刀等の下賜・献上		(三)346下	
寛永	21	1644	3	1	尾張 義直	親藩(御三家)		(戸山)数寄屋御成	松平直政・ 井伊直孝・ 毛利秀元・ 酒井忠勝・ 板倉重宗・ 松平信綱・ 阿部忠秋・ 阿部重次	(三)347下	○
寛永	21	1644	3	15	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	未			(三)349下	
寛永	21	1644	3	16	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)349下	
寛永	21	1644	4	1	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	未			(三)351上	
寛永	21	1644	4	8	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)		八丈袖下賜、鞭打御覽	太田資宗	(三)351下	
寛永	21	1644	4	21	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	午			(三)353下	
寛永	21	1644	4	28	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	未			(三)354上	
寛永	21	1644	5	12	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)355上	
寛永	21	1644	5	29	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		(新亭)数寄屋御成	永井尚政・ 板倉重宗・ 柳生宗矩	(三)357下	○
寛永	21	1644	6	1	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	午			(三)357下	
寛永	21	1644	6	10	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)	未			(三)358下	
寛永	21	1644	6	12	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)358下	
寛永	21	1644	6	14	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	未			(三)358下	
寛永	21	1644	7	23	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	午	(新亭、浅草)数寄屋御成		(三)364上	○
寛永	21	1644	8	9	堀田 正盛	御側(佐倉藩)				(三)365下	
寛永	21	1644	8	25	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		(牛込)数寄屋御成	阿部正次・ 永井尚政・ 柳生宗矩	(三)367上	○
寛永	21	1644	8	30	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	午	鷹狩		(三)367上	
寛永	21	1644	10	4	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未	(牛込)		(三)371上	
寛永	21	1644	10	29	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	午	(牛込)		(三)373上	

和暦	年	西暦	月	日	大名	種別	刻	内容	相伴	【実紀】	式正
寛永	21	1644	11	7	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)373下	
寛永	21	1644	11	14	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)375上	
寛永	21	1644	12	8	水戸 頼房	親藩(御三家)		(新亭)数寄屋御成	毛利秀元・井伊直孝・酒井忠勝他	(三)376上	○
寛永	21	1644	12	13	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		狩り→(牛込)御膳献上		(三)377上	
正保	1	1644	12	25	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		(浅草)御茶献上、時服下賜、刀献上		(三)378上	△
正保	1	1644	12	27	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		(角田川)狩り→(浅草)宴		(三)378下	
正保	2	1645	1	18	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		(浅草)		(三)382下	
正保	2	1645	2	12	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		(牛込)時服等下賜、馬御覧、御茶献上	保科正之・堀田正盛・内藤忠重・柳生宗矩	(三)384上	○
正保	2	1645	3	3	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)385上	
正保	2	1645	3	22	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		(千住)狩り→堀田邸		(三)387上	
正保	2	1645	4	1	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		七五三御膳、下賜献上儀礼	阿部忠秋・板倉重宗・柳生宗矩	(三)387下	△
正保	2	1645	4	12	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)388上	
正保	2	1645	4	21	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未			(三)388下	
正保	2	1645	5	2	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	申			(三)392下	
正保	2	1645	閏5	6	柳生 宗矩	大目付(柳生藩)				(三)400上	
正保	2	1645	8	27	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未	(牛込)邪宗の徒詰問		(三)411上	
正保	2	1645	10	23	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	午			(三)419上	
正保	2	1645	11	7	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		数寄屋御成	毛利秀元・保科正之	(三)420上	○
正保	2	1645	11	19	堀田 正盛	御側(佐倉藩)		数寄屋御成	毛利秀元	(三)422上	○
正保	2	1645	12	2	酒井 忠勝	大老(小浜藩)				(三)423下	
正保	2	1645	12	6	井伊 直孝	大老(彦根藩)		数寄屋御成	毛利秀元・保科正之	(三)423下	○
正保	3	1646	3	11	山口 弘隆	外様(牛久藩)		(品川)猪狩		(三)433上	
正保	3	1646	4	8	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未	(牛込)		(三)435下	
正保	3	1646	11	28	堀田 正盛	御側(佐倉藩)	午	(浅草)狩り→堀田邸、御膳献上		(三)464下	
正保	4	1647	10	16	酒井 忠勝	大老(小浜藩)		数寄屋御成	永井尚政・酒井忠清・阿部重次等	(三)502上	○
慶安	1	1648	9	20	伊奈 忠治	関東郡代		(葛西)狩り→(小菅村)伊奈邸、御膳献上、下賜儀礼		(三)564下	
慶安	2	1649	9	12	酒井 忠勝	大老(小浜藩)	未	(牛込)		(三)618下	

- (1) 『徳川実紀』第二篇〈二〉・第三篇〈三〉(吉川弘文館)をもとに作成※数字・上下は【表1】註記と同様
- (2) 「式正」は、式正の御成であったと思われるものは○。おそらくそれに準ずるものであったと思われるものは△。それ以外の御成は無表記とした。
- (3) 場所・時間・相伴に関しては、わかる範囲で記載した。

「数寄屋御成」のことである。秀忠が没し家光が將軍になると、「式正」という概念に乏しい遊興的な御成や、鷹狩の帰りに立ち寄る御成、病氣見舞いなど、右に述べた三種類以外の御成が頻発するようになる。藤井讓治氏によると「この時期の大名屋敷への御成の大半は、家光が將軍宣下を受けた直後に御三家をはじめ外様大名の屋敷を訪れたような、能や茶会などをともなう大規模なものでも、その政治的効果を期待したものでなかった。その多くは、政務を終えた午後には酒井忠勝・堀田正盛・柳生宗矩といった近臣のそれも下屋敷を訪れるものであった³⁸⁾」という。【表2】の「式正」にあたる箇所では、右の三種類の御成のうちのどれかが行われたと考えられるが、家光期からは式正の御成がほとんど行われなくなったことがよくわかる。

このように將軍の御成が激減していった背景は、いったい何であったのだろうか。一つには、参勤交代制度の影響が少なからずあったと考えられる。寛永十二年（一六三五）に成立したこの制度は、従来外様大名へ財政的負担を強いる幕府の大名統制の一環として理解されてきた。譜代大名の参勤交代の制度化は、その七年後の寛永十九年（一六四二）のことなので、家光の御成はその間の対譜代大名統制の一環という政治的側面も考えられなくはないが、御成先が酒井・堀田・柳生とほぼ特定されていることから、やはり遊

興的な御成という側面が強い。なお、参勤交代制度に関しては、従来言われてきた幕府による大名統制の一環（財政負担を強いる）という理解に加え、大名側の政治的デモンストレーションという側面も考えられている。つまり幕府は、むしろ参勤の人数を大名の家格や事情に応じて、減らすよう命じているにも関わらず、大名側は参勤の人数は家格の表象にもなることなので、減らさない³⁹⁾ということである。ここに御成との関連を考えることは出来ないだろうか。すなわち、御成は大名に多大な財政的負担を強いる反面、將軍を自邸に招くことは、自らの家格を高めるといふ政治利用にも繋がることにもなる、ということである。財政負担と権力の表象という意味を持つ両者が、参勤交代へと一元化されていったと考えることも可能ではないだろうか。

（2）家綱期の御成

右の三種類の御成は勿論、近臣の譜代大名への遊興的な御成も、家綱の代になると、終焉を迎える。【表3】は家綱御成先一覧である。家綱の御成は、明暦二年（一六五六）の酒井忠勝邸御成の事例を除けば、家光の存命時に行われたもので、家光や酒井忠勝などの幕閣による意向が大きく反映されていた可能性が高い。將軍としての御成は、家綱が十五歳の時に行われた、酒井忠勝邸御成のみであり、他

【表3】家綱の御成一覧

和暦	年	西暦	月	日	大名	種別	内容	相伴	【実紀】	式正
寛永	19	1642	2	9	井伊直孝	彦根藩(大老)	紅葉山宮参りの帰途→刀・銀等の下賜・献上	酒井忠清・稲葉正則・酒井忠能他	(三)256上	○
正保	2	1645	11	3	井伊直孝	彦根藩(大老)	銀・刀等の下賜→献上→猿楽→茶室御覧	酒井忠勝・酒井忠清・堀田正盛・松平信綱・阿部重次・太田資宗他	(三)419下	○
正保	3	1646	6	6	牧野信成	関宿藩	紅葉山宮参りの帰途→刀・銀等の下賜・献上	井伊直孝・保科正之・酒井忠清・堀田正盛・松平信綱・阿部忠秋他	(三)445上	○
正保	5	1648	2	9	酒井忠勝	小浜藩(大老)	猿楽→下賜・献上	井伊直孝・保科正之・酒井忠清・堀田正盛・松平信綱・阿部忠秋・松平忠次・奥平忠昌・松平乗壽・酒井忠能他	(三)519下	○
慶安	2	1649	4	5	酒井忠清	小浜藩(大老)	日光社参の首途→(王子)堀田正盛饗応役で御茶亭の予定→悪天候により旅装のまま酒井忠清邸へ→献上儀礼・三献の儀礼等		(三)593上	△
明暦	2	1656	5	26	酒井忠勝	小浜藩(大老)	下賜・献上→猿楽御覧→七五三御膳献上→莊道具御覧→水亭にて景色御覧	松平信綱・久世廣之・安藤次俊・松平正成他	(四)183下	○

(1)『徳川実紀』第三篇〈三〉・第四篇〈四〉(吉川弘文館)をもとに作成※数字・上下は【表1】註記と同様
 (2)「式正」についても【表2】と同様

は一歳から八歳までの間に若宮として行われたもので、家綱の意向が反映されていたとは考え難い。そういった意味で、酒井忠勝邸御成も、忠勝と家光の遺命によるところが大きかったと考えられる。ここから、江戸幕府式正の御成は、家綱期に行われた明暦二年の酒井忠勝邸御成を最後に終焉したといえる。綱吉期になると、綱吉独自の考えによって御成は復活を遂げるのだが、従来の御成研究においては、家光から綱吉に至る間の家綱期についての御成の実態に触れられてこなかった。ここで家綱期において、式正の御成が一度衰退していった理由について考えていきたい。

それを考える上で、家綱政権の政治的特色を整理する必要があるだろう。まず①「末期養子の禁緩和」が挙げられる。慶安四年の慶安事件後、幕府は牢人問題対策の一環として、これまで禁止していた末期養子の禁を緩和した。これにより、大名・旗本が五〇歳以下であり、養子が筋目正しい場合、末期の養子であっても許可される、ということになった。この政策は無嗣断絶の回避を狙ったものであったとえいる。これにより、大名の「家」を存続させ、将軍と大名の主従制が家と家との関係に再編されていくことになった。

次に②「殉死の禁止」がある。武家諸法度寛文令に別紙法度として殉死の禁止が追加されることになった。柚田善

雄氏によると「主従制における「家」を軸とした権力編成理念の再編は、將軍個人のカリスマ性にかける家綱政権にとって、主君の資質にかかわりなく主従制を安定させ、政権の永続的安泰をはかるうえで通れない政治理念の転換であった⁽⁴⁰⁾」と評価されている。

また③「証人制の廃止」も大きく関わる。寛文五年（一六六五）幕府は、諸大名の重臣の子弟を人質として江戸に送らせ、幕府の管轄下に置く証人制を廃止した。これによって、將軍と大名の主従制が「家」の重視に変わってきたことと同様の性格が見てとることができる。つまり、藩主権力の強化に幕府が介入するということに他ならなく、幕府が藩の安定化を望むということに繋がる。

最後に③より前の段階になるが、④「寛文印知」を挙げておきたい。これが御成衰退の最大の原因と考えられるだろう。これまでの御成の果たした役割は、秀忠期は幕府の対外様大名に対する圧力及び主従関係の強化、家光期は大名統制の役割を終えて、一門及び寵愛する家臣との主従関係の強化の面が全面に、という理解であったが、だとすると家光期から家綱期に政権が交代した際に家綱によって御成が行われなくなった理由が不明瞭になる。主従関係の強化という側面だけを考えれば、御成が後の時代へと恒常的に行われるようになっていても不思議ではない。すなわち、家

綱自身、体が弱かったなどの個人的な理由も考えられるが、寛文四年に発せられたこの寛文印知が大きく影響していたのではなからうか、ということだ。藤井讓治氏によれば「すべての大名への同時の領知宛行状の交付は、將軍権力にとって、將軍―大名の関係を個別的なものからより体制的なものとし、上位の権力としての將軍権力の強化・確立をもたらした⁽⁴¹⁾。」とあり、御成もその流れに組み込まれていったと考えられる。

おわりに

秀忠・家光期の幕藩体制確立期の御成は、訪問先に外様大名が圧倒的多数を占めることから、大名統制を目的としている、と従来は考えられてきた。しかし、將軍を招く藩側がむしろ積極的に將軍を迎え入れようとしたり、御成の打診を断ったりする例もある。この時期の御成には、將軍と大名それぞれの個人的関係を結び付ける「紐帯」としての性質が秘められていたと考えることが出来る。しかし、こうした御成は家光期に減少し、家綱期に領知宛行状を全国の大名に一斉発給した「寛文印知」によって、その役割を一時終えたと言える。これまでは、將軍と大名との個人間の強い繋がりのもと、御成が成されてきたが、寛文印知

によって、全国の大名に対して領知宛行状を統一的一斉発給にしたという点で、將軍と大名との関係性が「個」から「家」へと体制的に変化していったのである。

江戸時代の数寄屋による「式正」御成とは、基本的には室町時代に定められた武家故実の習わしを指すが、必ずしも後の各時代の御成がそれを踏襲するものではなかったといえる。それぞれの時代に「式正」もしくは「式正」に準ずるものが設けられ、御成の在り方も変わっていった。近世においてはむしろ室町時代のような「式正」という概念そのものが無くなっていったのかもしれない。

数寄屋という、狭い茶室空間で將軍をもてなすことは、將軍と大名の親密度を示すことを意味していたといえる。將軍自身の好みもあつたであろうが、「数寄屋で茶事を受ける」ということに、大きな意味があつたのではないだろうか。家康から秀忠への代替わりの時期は、將軍と大名の関係性が改めて問われる時期であつたともいえる。近世初期に催された数寄屋御成は、將軍と大名の関係性を知る一つの手段であつたといえる。

なお、秀忠期の御成先に関しては、近世初期ということもあり、『徳川実紀』だけでは、その訪問先を網羅することとは困難である。御成先として、新たに大名が追加できる可能性は十分にあると考えられる。今後の課題としたい。

註

(1) 鎌倉時代の御成に関しては、梶曉美「御成儀礼に関する一考察」(『比較生活文化研究』第十五号、二〇〇八年)において、同時代の將軍は管領や北条家へは出向しているが、その他の諸大名邸へは訪れていない、ということが指摘されている。

(2) 室町・戦国期の御成に関しては、佐藤豊三「將軍家『御成』について(一)」「(五)」(『金鯨叢書』創刊号)第六輯に所収、一九七四―一九七九年)、二木謙一「中世武家儀礼の研究」(吉川弘文館、一九八五年)等に詳しい。

(3) 佐藤豊三「將軍家『御成』について(六)」―徳川將軍家の御成 その一― 徳川幕府創始期の御成」(『金鯨叢書』第七輯、一九八〇年)。

(4) 佐藤豊三「將軍家『御成』について(七)」―徳川將軍家の御成 その二― 徳川幕府確立期の御成」(『金鯨叢書』第八輯、一九八一年)。

(5) 佐藤豊三「將軍家『御成』について(八)」―徳川將軍家の御成 その三― 徳川幕府安定期の御成」(『金鯨叢書』第十一輯、一九八四年)。

(6) 山本博文「將軍權威の強化と身分制秩序」(同編『新しい近世史Ⅰ…国家と秩序』新人物往来社、一九九六年)。

(7) 矢部誠一郎「徳川秀忠と数寄屋御成の成立」(『茶湯』第

- 三号、一九七〇年—同『日本茶の湯文化史の新研究』雄山閣、二〇〇五年に所収)。
- (8) 武田庸二郎「徳川家綱の茶湯について—身分社会における饗応と贈答—」(村上直編『幕藩制社会の地域的展開』雄山閣出版、一九九六年)。
- (9) 中村利則「武家の茶室」(同編・千宗室監修『茶室・露地 茶道学体系—六』(淡交社、二〇〇〇年)。
- (10) 深谷信子『小堀遠州の茶会』(柏書房、二〇〇九年)五六六頁。
- (11) 実例としては、慶長十七年(一六一二)十二月に行われた秀忠の南部利直邸御成に、「大御所かねてより仰進らせらる、旨あるがゆへ」と、家康の意向があったとされる記載が存在する(『徳川実紀』第一篇、吉川弘文館、六〇三頁)。
- (12) 桑田忠親著・矢部誠一郎監修『へうげもの古田織部伝—数寄の天下を獲った武将』(ダイヤモンド社、二〇一〇年)六四頁。
- (13) 矢部誠一郎『細川三斎—茶の湯の世界』(淡交社、二〇〇三年)一四二—一四三頁。
- (14) 『大日本史料』第十二編之七 八六一—八六六頁。紙面の都合上史料の掲載は省略した。以下、史料の掲載の無い場合は同様である。
- (15) 『加賀藩史料』第二編 一五九頁。
- (16) 前田利常は、寛永六年(一六二九)諱を利光から利常へと改める。元和九年(一六二三)家光が將軍となり、その偏諱である「光」の字を下に置く「利光」の名を避けたものと考えられている。
- (17) 『大日本近世史料 細川家史料二』二二五頁。
- (18) なお、註6山本論文では、村田千絵「將軍の大名邸御成」(一九九二年四月十七日幕藩研究会報告)の報告成果から、同時期の御成先には、【表1】で示した先の他に、松平忠昌・松平光長の越前家、伊達忠宗・福島正則・佐竹義宣・鍋島勝茂・浅野長晟・黒田忠之などの外様大名にも御成した、と指摘されているが、その事実関係は確認できていない。また、真田家の私記『滋野通記—真田一族の伝記—』(真田町教育員会、一九七五年)二六三頁によると、元和三年(一六一七)五月十八日に、秀忠の真田信之邸御成があったことが記されているが、同日の『徳川実紀』にはそのような事実関係は確認できない。これらから、秀忠の御成先はまだ検討の余地があると考えられる。
- (19) 跡部佳子「徳川義直家臣団形成についての考察(五)—大坂の役後の尾張—」(『金鯨叢書』第五輯、一九七八年)。紀伊頼宣についても同様であったことが、小山誉城「紀州藩家臣団の形成過程」(安藤精一郎編『和歌山の研究』第二巻、清文堂出版、一九七八年)によって指摘されている。

(20) 註6 山本論文。

(21) 渋谷葉子「幕藩体制の形成過程と大名江戸藩邸―尾張藩を中心にして―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第三四号、二〇〇〇年)。

(22) 同御成に関しては、藤川昌樹「寛永7年島津邸における御殿の構成と式次第」(『日本建築学会計画系論文報告書』五三九号、二〇〇一年)により、建築学の分野から既に検討がなされている。

(23) 『鹿児島県史料』旧記雑録後編五、四〇―四一頁。

(24) 『鹿児島県史料』旧記雑録後編五、六九―七〇頁。

(25) 『鹿児島県史料』旧記雑録後編五、一一九―一二〇頁。

(26) 『鹿児島県史料』旧記雑録後編五、一四〇頁。

(27) 『大日本近世史料 細川家史料三』二六九―二七〇頁。

(28) 『鹿児島県史料』旧記雑録後編五、一一九―一二〇頁。

(29) 『宮崎県史』史料編中世1 二二〇頁。

(30) 『鹿児島県史料』旧記雑録後編五、一四三頁。

(31) 『鹿児島県史料』旧記雑録後編五、一四五―一四六頁。

(32) 『鹿児島県史料』旧記雑録後編五、一四七―一四八頁。

(33) 江後迪子『信長のおもてなし―中世食べもの百科』(吉川弘文館、二〇〇七年) 二二三頁では、最大の事例は、大内氏の二五献であったことが指摘されている。

(34) 『鹿児島県史料』旧記雑録後編五、一五二頁。

(35) 『鹿児島県史料』旧記雑録後編五、一五四頁。

(36) 『鹿児島県史料』旧記雑録後編五、一五四頁。

(37) 註9 中村論文。

(38) 藤井讓治『徳川家光』(吉川弘文館、一九九七年) 二二―二二二頁。

(39) 山本博文『参勤交代』(講談社、一九九八年) 四六頁。なお同氏は『寛永時代』(吉川弘文館、一九八九年、四一頁)においても「参勤交代については、参府は四月替えにすること、大名を二組に分け、交互に参勤すること、従者の数を減らすべきこと、が規定されている。すでに大名の参勤は恒例化していたのでむしろ負担の軽減につながるものであったが、これが明文化されたことによつて幕末にいたるまでこの制度は生命力をもつことになる」とある。

(40) 杉田善雄『將軍権力の確立』(吉川弘文館、二〇一二年) 二二九頁。

(41) 藤井讓治「家綱政権論」(松本四郎・山田忠雄編『講座 日本近世史4』元禄・享保期の政治と社会) 有斐閣、一九八〇年)。